

窓口で 書く手間が 減ります

市民課で証明書などを請求する場合

ステップ 1 タブレット端末の画面をタッチして 申請書を選択



各区役所の総合案内付近に設置しています

ステップ 2 読み取り機にマイナンバーカードなどの 本人確認書類を差し込む



読み取り機

手書きの負担を軽減

区役所で手続きをするときに必要となる申請書。手続きごとに住所や氏名などを手書きで記入し、複数の手続きを行うときには同じことを何回も書く必要がありました。

このたび、市民課と福祉課の一部の手続きでは、マイナンバーカードや運転免許証などを使って、住所・氏名・生年月日・性別の四つの基本情報を印字した申請書を作成できるようになりました。

申請書の作成方法は 2 通り

手続きの内容により、申請書の作成方法は異なります。窓口に来た人自身がタブレット端末などを操作する方法(写真step 1～3)と、職員が作成する方法の2通りがあります。

区役所の一部の窓口では、住所や氏名などが印字された申請書を利用できます。
●市民課の手続きは区政課(☎504-2888、☎504-2069)、福祉課の手続きは健康福祉企画課(☎504-2327、☎504-2169)

この記事は、主に右記SDGsのゴールの達成に役立つものです。
【SDGs…持続可能な開発目標】



ステップ 3 住所・氏名などが印字された申請書に 必要事項を記入し、窓口へ提出

専用プリンターから出てきます

戸籍関係証明書等の請求書

※請求には本人確認資料が必要です。

令和06年(2024年)10月01日	(宛先) 広島市 区長
住所	広島市〇区〇〇町〇丁目0番0号
フリガナ	
氏名	広島 花子
電話番号	() -
必要の人	☐ 本人 ☐ 祖父母 ☐ その他

◆本籍が広島市の証明書を請求する方 ◆広島市に戸籍の届出をされた方

本籍(広島市)	区
フリガナ	
筆頭者の氏名	必要の人 の氏名
全部事項証明書(謄本)	通

申請者自身が、タブレット端末などを操作するもの

市民課

- 住民票の写し
- 戸籍関係証明書
- 印鑑登録証明書 など



窓口で本人確認書類を提出し、職員がタブレット端末などを操作するもの

市民課

●マイナンバーカード関係の手続き

福祉課

- 児童手当認定請求
 - 子ども医療費受給者資格認定申請
 - 身体障害者手帳交付申請 など
- ※児童・障害福祉関係のみ

使用できる本人確認書類

- ◆マイナンバーカード ◆運転免許証 ◆運転経歴証明書
- ◆在留カード ◆特別永住者証明書



マイナンバーカードの申請をお手伝いします

区役所と祇園・高陽出張所では、専用窓口で写真撮影(無料)から申請をサポートします。専用端末を使うので、手続きは簡単！詳しくは市ホームページで。
市HP ページ番号 283376



申請から交付まで1か月半程度かかります。申請希望の人には早めに

マイナちゃん